

小中学校の修学旅行への感染防止対策を補助 ～児童生徒の安全安心を守るために～

市は、令和元年度より「海老名市修学旅行保護者負担軽減補助金」を交付していますが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、児童生徒の安全安心な修学旅行を実施するため、新たに「海老名市修学旅行新型コロナウイルス感染防止対策補助金」を交付します。これに伴う補正予算案を、5月に開催する臨時議会に上程予定です。

海老名市修学旅行新型コロナウイルス感染防止対策補助金

1 制定理由

新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、安全安心な修学旅行を実施するために、感染防止対策に要する割増経費相当額について、補助金を交付することにより、修学旅行を通じた児童・生徒の学びを保障するため。

2 対象

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に要する割増経費相当額を旅行者に支払う海老名市立小中学校の学校長

3 補助金額

児童又は生徒一人当たりの金額は以下の（１）、（２）を上限とする。

- | | |
|-------------------|--------|
| （１）小学校６年生の児童一人当たり | 2,500円 |
| （２）中学校３年生の生徒一人当たり | 7,500円 |

4 その他

令和３年度は、令和４年３月３１日までの時限措置として、令和３年７月１日より施行し、それにより全ての小中学校が安全安心な修学旅行を実施することができた。

参考 海老名市修学旅行保護者負担軽減補助金

1 制定理由

児童生徒の修学旅行に要する経費に対し、補助金を交付することで、修学旅行に参加する児童生徒の保護者の負担軽減を図るため。

2 対象

海老名市在住で、修学旅行に参加する小学校６年生の保護者、及び
海老名市在住で、修学旅行に参加する中学校３年生の保護者

3 補助金額

- | | |
|-------------------|---------|
| （１）小学校６年生の児童一人当たり | 10,000円 |
| （２）中学校３年生の生徒一人当たり | 15,000円 |

4 施行日 令和元年５月１日

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市 教育部 教育支援課 電話046・235・4919